

資格情報のお知らせに関するQ&A

(令和6年9月10日現在)

【質問1】「資格情報のお知らせ」とはどんな書類か？

「資格情報のお知らせ」が8月下旬より送付されると聞きましたが、どのような書類でしょうか？

【回答1】

「資格情報のお知らせ」には、以下のような情報が記載されています。

①健康保険資格情報である、加入者の皆さんとの「記号・番号・枝番」「氏名」「資格取得年月日」「負担割合」「保険者名」が記載されています。これは健康保険証の内容と同じです。

②該当の方の個人番号が記載されています。ただし個人番号12ケタのうち下4ケタを除いては保護されています。この下4ケタの番号を各自で確認していただき（お手元のマイナカードまたは個人番号通知書）、誤りがある場合は直ちに会社へその旨をお知らせください。

以上の①と②の情報をお知らせするのが「資格情報のお知らせ」です。大切にご保管ください。



【質問2】「資格情報のお知らせ」を使用する場合とは？

「資格情報のお知らせ」は、どのような場合に使うことができるのでしょうか？

【回答2】

「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証（マイナンバーカード）を、カードリーダーを設置していない医療機関等（マイナ保険証が読み取りできない医療機関）で提示することで、保険診療を受けることが可能になります。

※カードリーダー設置済みの医療機関ではマイナ保険証のみをご使用ください。

【質問3】「資格情報のお知らせ」を単独で使用可能か？

「資格情報のお知らせ」を医療機関等に提示しさえすれば、保険診療を受けることが可能ですか？

【回答3】

「資格情報のお知らせ」だけでは保険診療を受けることができません。必ずマイナ保険証と一緒に医療機関窓口へ提示する必要があります。

【質問4】加入者全員に「資格情報のお知らせ」は送付されるのか？

「資格情報のお知らせ」は現在、健康保険証を持っている人全員に送付されますか？マイナンバーカードを持っていれば必ず送付されますか？

【回答4】

今回、「資格情報のお知らせ」の送付対象となる加入者は以下のいずれかに該当する人です。

- ①当組合の加入者（被保険者または被扶養者）であり、個人番号をすでに会社に届け出てから3ヶ月以上経過した人。
- ②当組合の加入者（保険証を持っている被保険者または被扶養者）であり、健保組合で個人番号の登録をすでに終えた人。

以上、①と②のいずれかに該当した人は原則として「資格情報のお知らせ」送付対象となります。従ってマイナンバーカードを保有している場合でも、会社に個人番号を届け出ていない場合は「資格情報のお知らせ」を送付されない可能性があります（②に該当する場合を除く）。

また、令和6年8月1日～令和6年12月1日の期間に新規加入された加入者（資格取得者ならびに被扶養者加入の方）については「資格情報のお知らせ」交付対象とはなりません。ご了承ください。

【質問5】「資格情報のお知らせ」が送付されてこない場合は？

「資格情報のお知らせ」が送られてきませんでした。何か支障はありますか？

【回答5】

「資格情報のお知らせ」が送付されなかったということは、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけが完了しておらず、マイナカードを持っていても保険証として使用できない可能性があります。従って、その場合は直ちに会社に問合せをお願いします（お手元の正しい個人番号を会社へ伝えて下さい）。

【質問6】「資格情報のお知らせ」右下隅の点線部分のカードは何か？

「資格情報のお知らせ」の右下隅の点線部分を剥がしたらカードになりました。これは何に使うものでしょうか？

【回答6】

右下隅の点線部分を剥がすと、「資格情報のお知らせ」のカードとなります。このカードはお財布に収納可能です。マイナ保険証と一緒に医療機関に提示することで利用可能です（資格情報お知らせカードのみでは保険医療を受けられません）。

【質問 7】カードを剥がした台紙はもう不要なのか？

カードを剥がした後の台紙（資格情報のお知らせ）は、捨ててしまってもいいでしょうか？

【回答 7】

カードを剥がした後の台紙については「記号・番号」「資格取得年月日」を記した情報となりますので、大切に保管をお願いします。これらの「記号・番号」は健康保険組合における事業での申請等に必要となります。

【質問 8】保険証廃止後の「資格情報のお知らせ」の取り扱いは？

2024年12月2日で健康保険証は廃止になると聞きました。その場合でも「資格情報のお知らせ」を保管しなくてはならないのでしょうか？

【回答 8】

健康保険証については2024年12月2日から新規発行禁止となります。ただし猶予措置により発行済みの健康保険証は12月2日から1年間利用可能となっています。2025年12月以後の健康保険証の回収についての政府の方針は決定されておりません。もし保険証回収となった場合、健康保険資格情報を記したものは「資格情報のお知らせ」だけとなる可能性があります。従って「資格情報のお知らせ」はご自宅で大切に保管下さい。

【質問 9】番号変更後の古い「資格情報のお知らせ」をどうすればよいか？

「転勤」や「定年再雇用」で私の「記号・番号」が変更されたことにより、新しい「資格情報のお知らせ」が手元に届きました。古い方の「お知らせ」は返却するのでしょうか？それとも廃棄してもよろしいでしょうか？

【回答 9】

「記号・番号」変更により、新しい「資格情報のお知らせ」が交付された場合は、旧「資格情報のお知らせ」の返却は不要です。新しい「資格情報のお知らせ」を保管していただき、古い方は(個人情報モレを防止するために裁断するなどして)廃棄をお願いします。同様に退職等による資格喪失の場合も、返却は不要です。

【質問 10】

「資格情報のお知らせ」を紛失してしまいました。どうすればよいでしょうか？

【回答 10】

再発行するために「資格情報のお知らせ滅失再交付申請書」をご記入の上、健康保険組合へご提出ください。